

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、四万十町税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

1. 延滞金及び還付加算金の見直し（附則第3条の2関係）

低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮した国税の延滞税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を実質引き下げる改正を行ったことによるものです。（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金、還付加算金について対象）

1. 特例基準割合を見直し、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合の延滞金下記のとおり変更となる。
 - (1) 年 14.6%の割合の延滞金(納期限後1月を経過した日から)
当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合
 - (2) 年 7.3%の割合の延滞金(納期限後1月まで)
当該特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合)
2. 還付加算金については、特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、特例基準割合となる。

※特例基準割合

改正前:年 4%+前年 11 月 30 日時点の公定歩合

改正後:国内銀行の貸出約定平均金利の前々年 10 月～前年 9 月における平均+1%

[財務大臣が告示する率(約定平均金利)が 1.0%の場合下記のとおりとなる]

※ 延滞金:14.6% ⇒ 9.3%(納期限後1月以内:4.3% ⇒ 3.0%)

※ 還付加算金:4.3% ⇒ 2.0%

現行		改正後	
	24年度	改正(特例基準割合)	参考(金利 1%の場合)
延滞金(1月経過後)	14.6%	(貸出約定平均金利+1%)+7.3%	9.3%
延滞金(最初の1月)	4.3%	(貸出約定平均金利+1%)+1%	3.0%
還付加算金	4.3%	(貸出約定平均金利+1%)	2.0%

※ 貸出約定平均金利とは、金融機関の貸出金利について、月末における約定利率別貸出残高をウェイトとして加重平均によって算出されたものである。

日本銀行が業態別に国内銀行分を作成し、全国信用金庫協会が信用金庫分を作成している。

延滞金の概要

延滞金は、納期限経過後に納付等された場合において、その納期限の翌日から納付等までの期間に応じて一定割合の金額を徴収するものであり、納期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進の意義を持つものです。

地方税法(第 56 条等)では、納期限の翌日から 1 月間は年 7.3%、1 月経過後は年 14.6%と規定されているが、特例(地方税法附則第 3 条の 2)により、当分の間、最初の 1 月に係る年 7.3%の割合については、各年の特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合、その特例基準割合となっている。

※ 現行の特例基準割合:年 4%+前年 11 月 30 日時点の公定歩合

※ 平成 25 年中の特例基準割合は公定歩合が 0.3%であったため 4.3%となっている。

延滞金及び還付加算金の率の推移

	延滞金	還付加算金
S25 年度～	年 14.6%	年 14.6%
S30 年度～	年 10.95%	年 10.95%
S38 年度～	年 14.6%(最初の 1 月年 7.3%)	年 7.3%
H11 年度～	年 14.6% 最初の 1 月 4.1%～4.7%(特例基準割合)	4.1%～4.7%(特例基準割合)

2. 住宅ローン控除の改正(附則第 7 条の 3 の 2・附則第 2 3 条関係)

- ① 住宅ローン控除の適用期限が平成 29 年 12 月末まで 4 年間延長された。
- ② 消費税率引上げ(平成 26 年 4 月 1 日)に伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者(平成 26 年から平成 29 年までの入居者)について、所得税のローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額について、個人住民税から控除する額の限度額が変更されたことに伴う改正

③

居住年	現行 (～平成 25 年 12 月)	平成 26 年 1 月～3 月	平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 5%(最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 7%(最高 136,500 円)